

茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、立命館いばらきフューチャープラザグランドホール（以下「グランドホール」という。）を利用する市内で活動する団体に対し、市が補助金を交付することによりグランドホールの利用を促進し、もって文化・芸術、教育、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉及び保健医療の向上を目的とする。

(補助対象団体)

第2 補助の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内を中心に活動している団体であること。
- (2) 政治又は宗教的活動を目的としない団体であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体をいう。以下この号において同じ。）、暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。

(補助の対象となる利用)

第3 補助の対象となるグランドホールの利用は、次の各号のいずれにも該当する事業のための利用とする。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 文化・芸術、教育、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉及び保健医療に関する団体が実施する事業（当該団体の職員のための福利厚生行事等当該団体の活動に直結しない事業を除く。）
 - イ アに掲げるもののほか、本市の文化・芸術の振興、教育の充実並びに地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉及び保健医療の向上に寄与すると認められる事業その他市長が特に公益性があると認める事業
- (2) 国、地方公共団体及びその機関が実施する事業でないこと。
- (3) 当該事業が国、地方公共団体等が交付する他の補助金の対象となっていないこと。
- (4) 入場者1人につき2,000円以上の入場料その他これに類する料金を徴収しないこと。

(補助金額)

第4 補助額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え

てグランドホール利用日の10日前までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 団体等の定款、規約、会則等
- (4) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書
- (5) グランドホールの利用申込の内容が確認できるもの
（補助金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（変更の申請）

第7 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第8 補助金の交付の決定を受けたものは、グランドホールの利用後、茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

（補助金額の確定等）

第9 市長は、第8の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金確定通知書（様式第6号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第10 第9の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金交付請求書（様式第7号）に当該利用に係る領収書の写しを添えて市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11 市長は、第10の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第12 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第13 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第15 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第16 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

別表（第 4 関係）

	利用区分		一般団体	高校生以下の団体
1	平日午前	午前 8 時から 正午まで	30, 000円	46, 000円
2	平日午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	14, 000円	38, 000円
3	平日夜間	午後 6 時から 午後10時まで	31, 000円	59, 000円
4	平日昼間	午前 8 時から 午後 5 時まで	30, 000円	71, 000円
5	平日昼夜間	午後 1 時から 午後10時まで	29, 000円	81, 000円
6	平日全日	午前 8 時から 午後10時まで	57, 000円	123, 000円
7	土日祝午前	午前 8 時から 正午まで	27, 000円	48, 000円
8	土日祝午後	午後 1 時から 午後 5 時まで	6, 000円	38, 000円
9	土日祝夜間	午後 6 時から 午後10時まで	25, 000円	61, 000円
10	土日祝昼間	午前 8 時から 午後 5 時まで	20, 000円	73, 000円
11	土日祝昼夜	午後 1 時から	15, 000円	83, 000円

	間	午後10時まで		
12	土日祝全日	午前8時から 午後10時まで	42,000円	128,000円

備考 高校生以下の団体の欄に掲げる使用料は、構成員に2人以上の高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために利用する場合に適用する。

- (1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体
- (2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体に市長が適当と認めたもの

様式第 1 号（第 5 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名 ⑩
（自署の場合は押印不要）

茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金
交付申請書

茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金の交付を
次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

（申請額の内訳）

1	利 用 日	年 月 日（ ）	団体区分	一般・高校生以下
	利用区分		補 助 額	円
2	利 用 日	年 月 日（ ）	団体区分	一般・高校生以下
	利用区分		補 助 額	円
3	利 用 日	年 月 日（ ）	団体区分	一般・高校生以下
	利用区分		補 助 額	円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3)
- (4) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年 4 月 1 日実施）
に規定する誓約書
- (5)

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金
交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市立命館いばらきフューチャープラザ
グランドホール利用補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第3号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金
交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金について、次のとおり変更したので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

様式第4号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金
変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 変更増減額 | 円 |
| 3 変更交付決定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

様式第5号（第8関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

所在地
団体名
代表者名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金
実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

様式第6号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者名

茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金
確定通知書

年 月 日付け茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金実績報告書を審査の結果、補助金を次のとおり確定します。

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 円 |

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 7 号（第10関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所 在 地
団 体 名
代表者名

印

茨木市立命館いばらきフューチャープラザグランドホール利用補助金
交付請求書

年 月 日付け茨木市指令文第 号で確定通知のあった利用補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円

3 添 付 書 類

立命館いばらきフューチャープラザが発行する領収証の写し